平成３１年２月

**【「支払督促」の制度をご存じですか？】**

**【相談】**

１年前に、知人Ａが役員を務める結婚相手紹介事業者Ｂ社に、息子の入会金２０万円を支払い契約した。Ａから「１００組以上の成婚実績があり、みなさんが幸せに暮らしている」という説明を受けたが、１年以上経過しても１人しか紹介がない。そのため解約と返金を申し出たところ「１人紹介しているので返金できない」とＡに言われた。しかし納得できないので返金を求めたい。

**【アドバイス】**

消費者センターで契約時に取り交わされた書類を確認したところ、相談者の手元には、Ｂ社の社名入りの簡易なチラシと、Ｂ社とＡの名前が書かれた入会金の領収書があるだけでした。一方、相談者は、本人と家族の名前を書いた申込書をＢ社に提出していました。

　当センターでは、特定商取引法に定める契約書面が交付されていないと判断し、クーリングオフを書面で通知するよう助言しました。しかし、Ｂ社からは回答がありません。

　再度、相談者から、期限を定めて、クーリングオフに応じ返金するように催告を行いましたが、これにも回答がありませんでした。そのため民事司法制度の一つである「支払い督促」制度を利用し、相談者から、Ｂ社所在地の簡易裁判所に申し立てを行いました。

　この「支払い督促」に対し、Ｂ社が「当社ではなく、Ａ個人に返金を請求してほしい」と異議申し立てを行ったため、その後Ｂ社を相手方とする訴訟手続きに移行しました。数回の公判を経た後、相談者はＢ社にクーリングオフの成立と返金を命じる判決を得ました。

　「支払い督促」は、金銭の支払いを求める場合に利用することができる簡易な制度で、裁判所のホームページでも詳しく説明されています。

　消費者ホットライン＝電話１８８（泣き寝入りはいやや！）

お近くの消費生活センターなどにつながります。